

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

## 【1】新製品・新技術の開発 (P1)

- 中小企業応援ファンド事業助成金のご案内 …… 中小企業総合支援センター

## 【2】販路拡大・海外展開 (P2~5)

- 平成29年度「地域・まちなか商業活性化事業(個店連携モデル支援事業)の2次募集開始【NEW】 …… 経済産業局
- 中小企業応援ファンド事業助成金のご案内(再掲) …… 中小企業総合支援センター
- 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内【NEW】 …… 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 …… 北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用 …… 北海道

## 【3】融資 (P6~10)

- コストアップに対応する融資制度のご案内 …… 北海道
- 耐震改修に対応する融資制度のご案内 …… 北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度) …… 北海道
- 北海道の融資制度における借換 …… 北海道
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内 …… 北海道

## 【4】雇用の確保 (P11~18)

- 労働移動支援助成金のご案内【制度改革】 …… 労働局
- 特定求職者雇用開発助成金(長期不安定雇用者雇用開発コース)のご案内 …… 労働局
- キャリアアップ助成金のご案内 …… 労働局
- 人事評価改善等助成金のご案内 …… 労働局
- 人材開発支援助成金のご案内【NEW】 …… 労働局
- 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)のご案内【NEW】 …… 労働局
- 「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内【NEW】 …… 中小企業総合支援センター
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】 …… 北海道

## 【5】人材育成 (P19~22)

- 7月~8月開講講座のご案内【更新】 …… 中小企業大学校旭川校
- 能力開発セミナー(7-9月開講予定)のご案内【更新】 …… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 …… 労働局・北海道他

## 【7】イベント・セミナー (P23~25)

- 「中小企業等経営強化法」地方説明会の開催【NEW】 …… 経済産業局
- 平成29年度知的財産権制度説明会(初心者向け)を開催します【NEW】 …… 経済産業局
- 「消費税の軽減税率制度導入に関する講習会in函館会場」のご案内【NEW】 …… 北海道

## 【8】その他 (P26~34)

- 平成29年度災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金の公募開始【NEW】 …… 経済産業局
- 北海道から世界を目指す技術・アイデア(ビジネスプラン)の募集【NEW】 …… 経済産業局
- 第2回日本サービス大賞の募集開始【NEW】 …… 経済産業局
- 平成29年度「夏季の省エネルギーの取組について」の決定【NEW】 …… 経済産業局
- 「地域経済分析システム(RESAS)利活用事例集 2017」の作成【NEW】 …… 経済産業局
- 平成29年度公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 …… 開発局
- 北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内【NEW】 …… 北海道
- 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内【NEW】(再掲) …… 北海道
- 平成29年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集【NEW】 …… 北海道
- 平成29年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦 …… 北海道

中小企業応援ファンド事業助成金のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、道内中小企業者等を対象とした中小企業応援ファンド事業の平成29年度募集を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 公募期間

平成29年4月3日(月)～6月30日(金) ※一次締切 平成29年5月8日(月)

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ(担当:河上、中西、兜)

TEL:011-232-2403 E-mail:[info@hsc.or.jp](mailto:info@hsc.or.jp)

◆ ホームページ

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/fund/index.htm>

◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

| 事業名                 | 事業概要   | 助成限度額<br>助成率                                |
|---------------------|--|---|
| 市場対応型製品<br>開発支援事業   | 新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に要する経費に対する助成(市場調査等のみを行う場合を除く。)  | 500万円<br>(200万円)<br>2/3以内<br>(1/2以内)<br>(注) |
| 地域資源活用型<br>事業化実現事業  | 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費に対する助成   | 300万円<br>2/3以内                              |
| 事業シーズ可能性<br>拡大支援事業  | 地域における新事業展開等のアイデアをビジネスプラン段階にレベルアップするために必要な小規模な試作・開発やテスト事業等の試行に要する経費に対する助成  | 200万円<br>2/3以内                              |
| 市場適応能力高度<br>化促進支援事業 | 開発した商品やサービスの質の向上を図ることで市場適応能力を高めるなど、事業化を軌道に乗せるための一連の取組に要する経費に対する助成  | 300万円<br>2/3以内                              |
| ブランド化促進<br>支援事業     | 道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の北海道ブランド化に向けた一連の取組に要する経費に対する助成  | 1,000万円<br>2/3以内                            |
| アドバイザー<br>等招へい支援事業  | 新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が、原価の引下げ、生産管理の合理化等を行うために行う専門コンサルタントの招へいに要する経費に対する助成 | 200万円<br>1/2以内                              |
| 加速的創業促進<br>支援事業     | 道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始することに伴う新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組に要する経費に対する助成  | 100万円<br>2/3以内                              |
| 地域ブランド販路<br>拡大支援事業  | 1次産業団体、商工団体等が行う地域ブランド化に向けた戦略の策定から販路拡大の一連の取組に要する経費に対する助成  | 500万円<br>2/3以内                              |

(注) 市場調査等に要する経費については、( )内の助成限度額、助成率とする。

平成 29 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業）」の  
2 次募集を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業）」について、2 次募集を開始しました。

◆事業概要

本事業では、商店街内で事業を営む複数の個店が連携して行う、販路開拓や新商品開発の取組を支援することで、商店街区内の個店同士の相乗効果が生み出す新しい事業の創出を促し、商店街の活性化につなげることを目的とします。

◆募集期間

平成 29 年 6 月 5 日(月)～平成 29 年 7 月 6 日(木)(当日消印有効)

◆補助対象事業者

法人格を有する商店街組織等のある商店街区内で事業を営んでおり、かつ当該商店街組織に加入している中小企業者又は個人事業主 2 者以上で構成される個店グループ。

※法人格を有する商店街組織とは、商店街振興組合、事業協同組合などのことです。  
※補助事業者となる個店のうち 1 者は、設立後 1 年以上経過していることが必要です。

◆補助対象事業

グループの構成員の店舗が営業を行っている商店街区内で実施する販路開拓や新商品開発の取組であって、実施することによりグループ構成員の店舗等の売上及び当該商店街等の歩行者通行量の増加が見込まれる事業。

※事業実施場所である商店街組織から、補助対象経費の 1/6 以上の額の支援(資金提供)を受けられることが必要です。  
※イベントの開催費は補助対象外です。

<例>・地域の食材や資源を活用した新商品の開発

- ・各店舗の商品を一体となって販売するための商品パッケージの開発
- ・地域産品を販売するアンテナショップの設置

【補助金額】上限額：補助事業者数×100 万円／下限額：30 万円

※ただし、補助事業者数が 5 者以上であっても、500 万円を上限とします。

【補助率】1/2 以内

◆募集要領等

募集要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20170606/index.htm>

◆問い合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎  
経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室  
TEL:011-709-2311(内線 2581)／FAX:011-709-2566  
E-mail : [hokkaido-shogyo@meti.go.jp](mailto:hokkaido-shogyo@meti.go.jp)

## 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内【新規】

(北海道)

道が表彰・認定した商品の開発等を行った企業の更なるステップアップと道の表彰・認定制度の知名度向上を図るため、企業の販路開拓に向けた取組をサポートするパッケージ型のフォローアップを実施しています。

## ◆対象となる表彰・認定制度

| 表彰・認定名               | 表彰等の趣旨   | 募集期間等            |
|----------------------|--|------------------|
| 新商品トライアル制度           | 「新商品の生産により新事業分野の開拓を行う事業者」を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品の販路開拓を支援します。<br>URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm</a>                                     | 9月頃予定            |
| 北海道新技術・新製品開発賞        | 本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。<br>URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H29shinseihinkaihatsushou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H29shinseihinkaihatsushou.htm</a>               | 5月17日(水)～7月3日(月) |
| 北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞 | 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。<br>URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyobosyu.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyobosyu.htm</a>       | 6月1日(木)～8月25日(金) |
| 北海道チャレンジ企業           | 道内中小企業の活性化を図るため、経済環境の変化に対応し、果敢に挑戦している創業まもない企業や経営革新に取り組む企業などで、優れた成果を収め、他の模範となる企業を表彰します。<br>URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/ec/cyarengetop.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/ec/cyarengetop.htm</a> | 29年度から新表彰制度へ移行予定 |

## ◆サポート期間

上記表彰等を受賞後、3年間(但し、中小企業総合振興資金による融資及び道発注工事の総合評価落札方式における評価項目での加点は除く)。

## ◆サポートの内容

- ・道庁本庁舎1階道政広報コーナーでのパネルや商品展示など道の施設でのPR
- ・中小企業総合振興資金による融資
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(新商品トライアル制度は除く)
- ・ビジネス EXPO や産業交流展など各種展示会への出展・PR
- ・道のホームページ内のポータルサイトでの商品の紹介 など

※詳細については、道の表彰・認定企業等ポータルサイトをご覧ください。

URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 経済企画局経済企画課 経済調査グループ  
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5139

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

## 農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

### 北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

### ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155      ジェトロ：TEL 03-3582-5646

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

#### ◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ    Tel011-204-5138（直通）

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー<sup>ド</sup>o）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること  
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年 2 回（5 月、11 月）
- ◆表 示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

《累計認定数》

- ◆41 社 78 品目（平成 29 年 3 月現在）

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
  - ・ヘルシーDoフェア（平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
  - ・「健康博覧会 2017」（2 月 15 日～2 月 17 日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道ヘルシーDoゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ  
北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 TEL:011-204-5226

## コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

## ◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・原材料が高騰して収益を圧迫している・・・

## ◆制度の概要

| 資金名  | 経営環境変化対応貸付   |   |
|------|--|---|
|      | 融資対象(1)  | 融資対象(2)【原料等高騰】  |
| 融資対象 | (ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等<br>(イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等<br>(ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等<br>(エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等 | (ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等<br>(イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等<br>(ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの |
| 資金用途 | 事業資金(運転資金・設備資金)  | (ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金  |
| 融資金額 | 5,000万円以内  | 1億円以内   |
| 融資期間 | 10年以内(うち据置2年以内)  | 10年以内(うち据置2年以内)   |
| 融資利率 | 《固定金利》<br>3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、<br>7年以内 年1.6%、10年以内 1.8%<br>《変動金利》<br>年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)  | 《固定金利》<br>5年以内 年1.1%<br>10年以内 年1.3%<br>《変動金利》<br>年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)  |
| 信用保証 | 必要により信用保証協会の保証に付することがあります。<br>保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。   |   |

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_costup.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm)

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 耐震改修に対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

## ◆制度の概要

| 資金名      | 防災・減災貸付(耐震改修対策)  |
|----------|--|
| 融資対象     | 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者(観光施設の場合は大企業も対象となります。)                           |
| 資金使途     | 設備資金<br>(要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用)   |
| 融資金額     | 16億円以内   |
| 融資期間     | 20年以内(うち据置2年以内)  |
| 融資利率     | 《固定金利》<br>3年以内 年1.1%<br>5年以内 年1.3%<br>7年以内 年1.5%<br>20年以内 年1.7%<br>《変動金利》<br>年1.1%<br>(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る) |
| 担保及び償還方法 | すべて取扱金融機関の定めるところによります。   |
| 取扱金融機関   | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合  |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/06bousai.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で  
短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます!

◎金融機関へ直接申し込むことができます!

◆制度概要

| 資金名     | 小規模企業貸付  |   |
|---------|--|---|
|         | 小口   |   |
| 融資対象    | 従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模企業者                        | 信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者<br>(小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 1,250 万円未満であるもの) |
| 資金用途    | 事業資金(運転資金・設備資金)  |   |
| 融資金額    | 5,000 万円以内   | 1,250 万円以内  |
| 融資期間    | 1 年以内(割賦又は一括償還の選択可)<br>※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。 |   |
| 融資利率    | 固定金利:年1.4%   |   |
| 担保及び保証人 | 担保:無担保(小口は原則として無担保)<br>保証人:個人 原則として無保証人<br>法人 原則として代表者                 |   |
| 償還方法    | 取扱金融機関の定めるところによります。  |   |
| 信用保証    | すべて信用保証協会の保証付きとなります。<br>※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。 |   |
| 取扱金融機関  | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合                        |   |

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

| 貸付名        | 融資対象者の概要                          | 融資金額                       | 融資(据置)期間      | 融資利率(%)              |
|------------|-----------------------------------|----------------------------|---------------|----------------------|
| 経営力強化貸付    | 経営改善計画の策定を行う方                     | 1億円以内                      | 10年(1年)以内     | 固定:1.1~1.3<br>変動:1.1 |
| 再生支援貸付     | 北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方    |                            | 10年(2年)以内     | 金融機関所定の利率            |
| 経営環境変化対応貸付 | 売上の減少等、業況の悪化を来している方               | 5,000万円以内                  | 10年(2年)以内     | 固定:1.2~1.8<br>変動:1.2 |
| 原料等高騰      | 原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方          | 1億円以内                      |               | 固定:1.1~1.3<br>変動:1.1 |
| 認定企業       | 取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方 |                            |               |                      |
| 災害復旧       | 災害により経営に支障を来している方                 | 運:5,000万円以内<br>設:8,000万円以内 |               |                      |
| 一般貸付       | 中小企業者等の方                          | 8,000万円以内                  | 10年(1年)以内     | 固定:1.6~2.2<br>変動:1.6 |
| 小規模企業貸付    | 従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方     | 5,000万円以内                  | 運:7年<br>設:10年 | 固定:1.4~2.0<br>変動:1.4 |
| 小口         | 小口零細企業保証の対象となる方                   | 1,250万円以内                  | (1年)以内        |                      |

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 小規模企業者等設備貸与事業のご案内

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

## ◆制度の概要

| 区 分               | 割 賦 販 売  | リ ー ス   |
|-------------------|--|---|
| 対 象 者             | 常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等                           |   |
| 対 象 設 備           | 創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの。 |   |
| 設 備 価 格           | 100万円～1億円  |   |
| 割賦・リース期間          | 10年以内  | 3～10年   |
| 割賦損料率・<br>月額リース料率 | 割賦損料率<br>年 1.8%～2.0%                               | リース期間：月額リース料率<br>3年：2.955%<br>～<br>10年：0.998% |

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu\\_lease.htm](http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm)

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

## 労働移動支援助成金のご案内〔制度改正〕

(北海道労働局)

労働移動支援助成金については、平成29年4月1日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われ、各コースの助成内容が拡充されたほか、新たに「中途採用拡大コース」が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなっています。

## 1 再就職支援コース（旧名称：再就職支援奨励金）（拡充）

- 再就職支援コースは、事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者に対して、民間の職業紹介事業者による再就職支援の委託、民間の教育訓練施設による職業訓練の委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対して助成するものです。
- 改正により、求職活動のための休暇を与えた場合について、対象者が離職後1か月以内に再就職の実現をした場合に助成額を10万円上乘せします。

## 2 早期雇入れ支援コース（旧名称：受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））（拡充）

- 早期雇入れ支援コースは、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れた事業主に対して助成するものです。
- 改正により、優遇助成の対象となる事業主が、雇入れから1年後に支給対象者の賃金をアップさせた場合（優遇助成（賃金上昇区分））に助成額を上乘せします。

※優遇助成は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、事業再編等を行う特定の事業所から離職した労働者を雇入れた場合に適用されます。

| 助成区分         | 助成額                             |
|--------------|---------------------------------|
| 通常助成         | 対象者1名あたり 30万円                   |
| 優遇助成         | 対象者1名あたり 40万円×2回 計 80万円         |
| 優遇助成（賃金上昇区分） | 対象者1名あたり 40万円+60万円（2回目） 計 100万円 |

## 3 中途採用拡大コース（新設）

- 中途採用拡大コースは、これまで労働者の採用を新規学卒者中心に行ってきた事業所が、中途採用者の能力評価や賃金、処遇にかかる制度を整備したうえで、採用者に占める中途採用者の割合を拡大（中途採用率拡大）、若しくは45歳以上の中高年労働者を初めて採用すること（45歳以上初採用）を通じて、生産性を向上させた場合に助成を行うものです。
- 助成内容は以下のとおりです。

| 助成区分     | 助成額          |
|----------|--------------|
| 中途採用率拡大  | 1事業所あたり 50万円 |
| 45歳以上初採用 | 1事業所あたり 60万円 |

- ◆ 以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。
- ◆ 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター6階）

TEL：011-788-2294

- ◆ 厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）のご案内

（北海道労働局）

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す方（以下「長期不安定雇用者」という。）を正規雇用労働者として雇い入れる事業主を支援し、長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職を促進するためのものです。

<対象となる長期不安定雇用者> 下表①～④のすべてに当てはまる方が対象です

雇入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などから、対象労働者として紹介を受け、正規雇用労働者（※）として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

|   |  |
|---|--|
| ① | <b>雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方</b>   |
| ② | <b>雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方</b><br>▶ 「離職または転職」については、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた場合とします。ただし、在学中のパート、アルバイト等は除きます。 |
| ③ | <b>ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方</b><br>▶ 1週間の所定労働時間が20時間以上またはそれと同等の業務に従事する自営業者等については失業の状態にあるとは認められません。           |
| ④ | <b>正規雇用労働者として雇用されることを希望している方</b>   |

（※）正規雇用労働者とは

正規雇用労働者とは、以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当する者とします。

ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。

また、正規雇用労働者について就業規則等において定められていることが必要です。

（ア）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

（イ）派遣労働者として雇用されている者でないこと。

（ウ）所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。

（エ）同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

<支給額> 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

| 企業規模 | 支給対象期間 | 支給額  |      | 支給総額 |
|------|--------|------|------|------|
|      |        | 第1期  | 第2期  |      |
| 大企業  | 1年     | 25万円 | 25万円 | 50万円 |
| 中小企業 | 1年     | 30万円 | 30万円 | 60万円 |

※雇入れ日から起算した最初の6ヶ月を第1期、以後の6ヶ月を第2期といいます。

◆雇い入れた労働者の雇用状況など雇用管理に関する事項を支給申請にあわせて報告していただきます。

◆掲載している要件のほかにも、詳細な支給要件がありますので、活用を検討される際は、北海道労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター3階） TEL:011-738-1056

◆厚生労働省北海道労働局ホームページ

[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/joseikin.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html)

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成 29 年 4 月 1 日改正）

| 助成内容              |   | 助成額<br>※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額  |
|-------------------|---|---|
| 正社員化コース           | 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合   | ①有期→正規:1人当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)<br>②有期→無期:1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)<br>③無期→正規:1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)   |
| 人材育成コース           | 有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施<br>◆一般職業訓練 (OFF-JT)<br>◆有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した OFF-JT+OJT) | OFF-JT 賃金助成:1h当たり760円<960円>(475円<600円>)<br>経費助成:実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度<br>(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合)<br>100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円)<br>100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円)<br>200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円)<br>OJT 実施助成:1h当たり760円<960円>(665円<840円>)  |
| 賃金規定等改定コース        | すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合   | ①全ての賃金規定等を2%以上増額改定<br>対象労働者数が<br>1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)<br>4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)<br>7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>)<br>11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>)<br>②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定<br>対象労働者数が<br>1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>)<br>4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)<br>7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>)<br>11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>) |
| 健康診断制度コース         | 有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合                                       | 1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)  |
| 賃金規定等共通化コース       | 有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合   | 1事業所当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)  |
| 諸手当制度共通化コース       | 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合   | 1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)  |
| 選択的適用拡大導入時処遇改善コース | 選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の上げを実施した場合                                      | 基本給の増額割合に応じて、1人当たり<br>3%以上 5%未満:19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>)<br>5%以上 7%未満:38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円>)<br>7%以上 10%未満:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>)<br>10%以上 14%未満:76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円>)<br>14%以上: 95,000円< 12万円>(71,250円<90,000円>)  |
| 短時間労働者労働時間延長コース   | 有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合   | 1人当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)<br>1時間以上2時間未満: 38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円>)<br>2時間以上3時間未満: 76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円>)<br>3時間以上4時間未満:11万4,000円<14万4,000円>(85,500円<10万8,000円>)<br>4時間以上5時間未満:15万2,000円<19万2,000円>(11万4,000円<14万4,000円>)  |

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## 人事評価改善等助成金のご案内

(北海道労働局)

平成29年4月1日に新設された助成金であり、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業所に対して助成するものであり、人材不足を解消することを目的としています。

## ◆主な受給要件

受給するためには、事業主が次の措置を実施することが必要です。

## 1. 制度整備助成

## (1)人事評価制度等整備計画の認定

人事評価制度等整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること。

## (2)人事評価制度等の整備・実施

(1)の人事評価制度等整備計画に基づき、制度を整備し、実際に正規労働者等に実施すること。

## 2. 目標達成助成

## (1)生産性の向上

人事評価制度等の実施日の翌日から起算して1年を経過する日において、「生産性要件」を満たしていること。

「生産性要件」について詳しくは[こちら](#)

## (2)賃金の増加

1の人事評価制度等の整備・実施の結果、人事評価制度等の実施日の属する月の前月に支払われた賃金の額と比較して、その1年度に支払われる賃金の額が、2%以上増加していること。

## (3)離職率の低下

1の人事評価制度等の整備・実施の結果、人事評価制度等の実施日の翌日から1年を経過するまでの期間の離職率が、人事評価制度等整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること。

※低下させる離職率の目標値は、対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります。

| 対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分 | 1～300人 | 301人以上   |
|----------------------------|--------|----------|
| 低下させる離職率ポイント               | 維持     | 1%ポイント以上 |

◎このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

[雇用関係助成金に共通の要件等](#)

## ◆受給額

本助成金は制度整備助成で50万円、目標達成助成で80万円支給されます。

## ◆パンフレットやリーフレット、支給申請書等のダウンロード先

[「雇用関係助成金のご案内～雇用の安定のために」人事評価改善等助成金部分抜粋版\[336KB\]](#)

[「人事評価改善等助成金のご案内」\(平成29年4月版\)\[447KB\]](#)

[各種申請書類](#)

## ◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）のご案内【新規】（北海道労働局）

人材開発支援助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入し、労働者に適用させた事業主等に対して助成する制度です。

| 支給対象となる訓練                                      | 対象                       | 助成内容   | 助成率・助成額<br>注：【 】内は中小企業以外                                       |  |
|--|--------------------------|--|--|--|
|  |                          |  |  | 生産性要件を満たす場合  |
| 訓練関連<br>特定訓練コース<br>“労働生産性の向上等、訓練効果が高い内容について助成” | 中小企業<br>中小企業以外<br>事業主団体等 | ・労働生産性の向上に直結する訓練<br>・一定の要件を満たす雇用型訓練（認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練）、若年労働者への訓練、熟練技能者による技能承継訓練等について助成 | ◎OFF-JT<br>経費助成：45(30)%<br>【60(45)%<br>【※1】】<br>賃金助成：760(380)円 | ◎OFF-JT<br>経費助成：60(45)%<br>【75(60)%<br>【※1】】<br>賃金助成：960(480)円 |
|  |                          |  | ◎OJT<雇用型訓練に限る><br>実施助成：665(380)円                               | ◎OJT<雇用型訓練に限る><br>実施助成：840(480)円                               |
| 一般訓練コース  | 中小企業<br>事業主団体等           | 特定訓練コース以外の訓練   | ◎OFF-JT<br>経費助成：30%<br>賃金助成：380円                               | ◎OFF-JT<br>経費助成：45%<br>賃金助成：480円                               |
| 制度導入関連<br>キャリア形成支援制度導入コース                      | 中小企業                     | セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成  | 制度導入助成<br>47.5万円   | 制度導入助成<br>60万円   |
| 職業能力検定制度導入コース                                  |                          | 技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度〔※2〕を導入し、実施した場合に助成  |  |  |

- ※備考 ・有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者は助成対象外となります。  
 ・事業所毎の1年度内における助成上限額は1,000万円（一般訓練コースだけ活用する場合は500万円）  
 ・特定訓練コースの助成対象訓練時間は10時間以上（一般コースは20時間以上）  
 ※1 ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野の場合  
 ・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業の場合  
 ※2 ・業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等（経費助成2/3）

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
 （雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）のご案内【新規】

（北海道労働局）

この助成金は、雇用機会が特に不足している地域において、事業所の設置・整備に伴い、ハローワーク等の紹介により地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対し、一定の金額を助成する制度です。（平成 29 年4月1日改正）

## ＜主な支給要件＞

- 雇用機会が特に不足している地域等において、事業所の設置・整備を行い、それに伴って地域に居住する求職者等の雇い入れを行うことに関する計画書を労働局長に提出すること。
- 事業の用に供する施設や設備を計画期間内に設置・整備すること。
- 地域に居住する求職者等を計画期間内に常時雇用する雇用保険一般被保険者等としてハローワーク等の紹介により3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること。
- 事業所における労働者（雇用保険の一般被保険者等）数の増加。

## ＜支給額＞

本コースは、事業所の設置・整備費用と増加した支給対象者の数に応じて下表の額が最大3回にわたって支給されます。

| 設備・整備費用                | 支給対象者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用 |                        |                        |                        |
|------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|                        | 3（2）～4人                  | 5～9人                   | 10～19人                 | 20人以上                  |
| 300万円以上<br>1,000万円未満   | 48万円/60万円<br>(50万円)      | 76万円/96万円<br>(80万円)    | 143万円/180万円<br>(150万円) | 285万円/360万円<br>(300万円) |
| 1,000万円以上<br>3,000万円未満 | 57万円/72万円<br>(60万円)      | 95万円/120万円<br>(100万円)  | 190万円/240万円<br>(200万円) | 380万円/480万円<br>(400万円) |
| 3,000万円以上<br>5,000万円未満 | 86万円/108万円<br>(90万円)     | 143万円/180万円<br>(150万円) | 285万円/360万円<br>(300万円) | 570万円/720万円<br>(600万円) |
| 5,000万円以上              | 114万円/144万円<br>(120万円)   | 190万円/240万円<br>(200万円) | 380万円/480万円<br>(400万円) | 760万円/960万円<br>(800万円) |

※ 上表の額は左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は創業に該当する場合の支給額

※ 中小企業と認められる場合は、1回目の支給において支給額の1/2相当額が上乘せされます。また、創業と認められる場合は、さらに支給額の1/2相当額が上乘せされます。

◆以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター6階）

TEL：011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

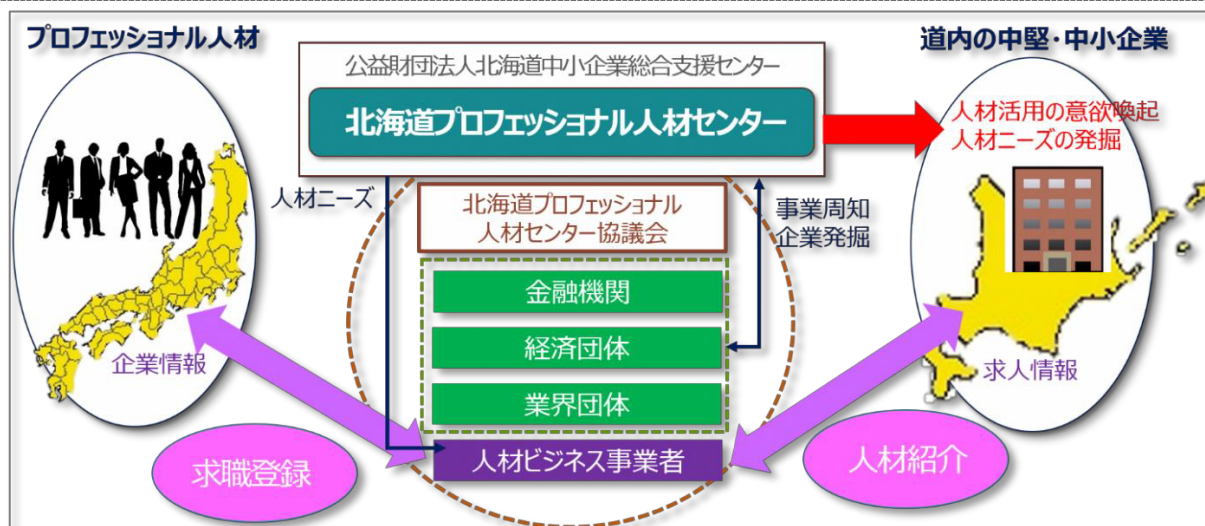
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki\\_koyou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html)

## 「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道よりプロフェッショナル人材センター運営事業の委託を受け、当センター内に「北海道プロフェッショナル人材センター」を設置しています。

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、戦略マネージャーが中心となり、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードすることができるプロフェッショナル人材の活用を促し、採用をサポートします。



### ◆プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性の向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことを称します。

### ◆業務内容

- ① 企業訪問等によりプロフェッショナル人材活用による経営改善等の意欲を喚起します。
- ② プロフェッショナル人材活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。
- ③ プロフェッショナル人材の活用事例等を発表するセミナーを開催します。
- ④ 金融機関、商工団体、民間の人材ビジネス事業者等との連携のための地域協議会を開催します。

### ◆事業の流れ

- ① 潜在成長力への気づき  
北海道プロフェッショナル人材センターでは、以下のようなアプローチを通し、地域企業の経営者の皆様との対話を通じて「攻めの経営」への転換を後押しします。  
●企業の相談対応 ●企業への訪問 ●関係機関との連携 ●セミナー・イベント
- ② プロフェッショナル人材活用の提案  
人材活用の提案により、プロフェッショナル人材活用の意欲喚起を図ります。
- ③ 人材ニーズの具体化とマッチング  
具体化した人材ニーズを民間人材ビジネス事業者へ取り次ぐとともに、企業の経営者からの相談等へ対応します。
- ④ フォローアップ  
プロフェッショナル人材の採用後も、関係機関や人材ビジネス事業者と連携してフォローアップを行います。

### ◆戦略マネージャー・サブマネージャー

- 戦略マネージャー 堀 敦志
- サブマネージャー 熊田 広宣

### ◆相談窓口

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 (公財)北海道中小企業総合支援センター内  
TEL : 011-232-2002 FAX : 011-232-2011 月曜日～金曜日 (8:45～17:30)※祝祭日、年末年始を除く  
E-mail : pro-jinzai@hsc.or.jp URL : <http://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

## 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。

是非、お気軽にご相談ください。

### ◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが無料で受けられます

#### ■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

#### ■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

#### ■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

### イベント情報(6月)

#### ■ 「ミニセミナー」+「出張相談会」

| 日 程                | セミナーのテーマ             | 場 所                      |
|--------------------|----------------------|--------------------------|
| 6/21(水)16:00～18:00 | 雇用関係の助成金／経営の改善について   | 旭川地方左官工業協同組合 内           |
| 6/24(土)13:00～未定    | 労務管理の基礎／労働時間と賃金計画の基礎 | 函館車両整備協同組合 内             |
| 6/26(月)13:00～16:30 | なぜ今働き方改革が必要なのか       | 釧路地方自動車整備事業協同組合 教育センター 内 |

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

### ◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

### ◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

### ◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasion@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)





旭川校

中小企業大学校旭川校 7月～8月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成29年7月～8月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.301 経営管理者養成コース (第5期)

～ 経営者や経営幹部に求められる、戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うために ～

本研修では、企業活動の中核を担う経営管理者として、質の高い経営を行うための総合的・創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、実践につながる知識やマネジメント手法を体系的に習得します。

◆この研修のポイント

1. 講義(知識・手法の習得)に加え、ケーススタディや討議を中心にした受講者自身が考えながら進める参加型研修。
2. 第一線で活躍する経験豊富な講師陣に加え、少人数制できめ細かな指導が可能なゼミナール。
3. 長期間に亘る研修ならではの、受講者同士の交流と人的ネットワーク構築。 ※卒業後にはOB会組織あり。

◆実施期間 7月10日(月)～1月19日(金) (毎月3日もしくは4日間×7ヶ月)

◆研修時間 全23日間・180時間

◆対象者 経営後継者、経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 293,000円(税込)

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100045.html>

No.12 モデルで学ぶ原価管理とコストダウン

コストダウンが目に見える、現場での取り組み

本研修では、製造現場をモデル化した教材を使い、原価計算とコストダウンのポイントを学び、自社のコストダウン活動の改善のための実践力を高めることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 製造原価を分析してコストダウンポイントを抽出し、コストダウン活動ができる能力を身につけます。
2. どのようなアクション(「誰が」「何を」「いくら下げるか」)をすればコストダウンを実現できるかを明らかにします。
3. コストダウンを通じた収益向上につながります

◆実施期間 7月5日(水)～7日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 堀ロビジネスコンサルティング 代表 中小企業診断士 堀口 敬氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100019.html>

No.13 営業に差をつける企画・提案力強化

期待を超える提案で、顧客からの支持を獲得する。

本研修では、顧客データの分析や顧客の抱える課題の把握を行ったうえで、顧客視点に立った効果的な企画の考え方と説得力を高める提案手法を学び、営業力の強化を図ることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 経験・感覚頼りの営業からの脱却と、提案営業のノウハウを身につけたい皆様に最適な講座です。
2. 顧客の真のニーズをつかむポイントが理解できます。
3. 提案営業にフォーカスした講座です。気合いで売るのではなく、提案営業の効果を十分に理解してもらったうえで、BtoB、BtoCのいずれにも対応した提案企画書作成やプレゼンテーションを学んで頂く内容です。

◆実施期間 7月19日(水)～21日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE 経営コンサルティング株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100020.html>

No.15 成果を上げる実践的工作管理術

段取り八分！少人数で出来る効率的かつ成果につながる仕事のコツ

本研修では、仕事の企画・計画・実行を担当する立場の管理者・リーダーおよびその候補者を対象として、様々な場面で応用の利く、仕事の効率的・効果的な進め方(段取り力)と限られた人数でしっかりと成果を上げるための業務マネジメント手法について学んでいただき、自社で取り組むべき業務効率化を検討します。

◆この研修のポイント

1. 仕事は段取り八分！段取り力を高めたい方に最適な講座です。
2. 少人数でも、強いチームをつくるためのポイントを学びます。
3. 目先の問題だけでなく根本的な問題を解決することで、大きな効率化を図ることが可能になります。

◆実施期間 8月2日(水)～4日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ナレッジ・ジャパン 代表取締役 松澤 宏一氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100023.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



能力開発セミナー（7-9月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

| 7-9月開講                             |                |                 |       |        |   |      |   |          |           |      |     |    |
|------------------------------------|----------------|-----------------|-------|--------|---|------|---|----------|-----------|------|-----|----|
| 技 専 等                              | 訓 練 科 名        | 専 攻 科 目 名       | 実 施 地 | 施設内外の別 |   | 昼夜の別 |   | 実施時期     |           | 訓練期間 |     | 定員 |
|                                    |                |                 |       | 内      | 外 | 昼    | 夜 |          |           | 日数   | 時間  |    |
| 札幌高等技術専門学院<br>011-781-0559         | ブロック施工科        | ブロック施工          | 札幌市   |        | ○ | ○    |   | H29.7.1  | H29.7.2   | 2    | 12  | 10 |
| 旭川高等技術専門学院<br>稚内分校<br>0162-33-2636 | 介護サービス科<br>(Ⅲ) | 介護支援            | 天塩町   |        | ○ |      | ○ | H29.7.5  | H29.8.3   | 10   | 20  | 10 |
|                                    | 自動車整備科         | 二級ガソリン          | 稚内市   |        | ○ | ○    | ○ | H29.7.12 | H29.9.13  | 41   | 134 | 10 |
| 北見高等技術専門学院<br>0157-33-4436         | 介護実務科          | 介護支援専門員試験受験対策   | 網走市   |        | ○ |      | ○ | H29.7.21 | H29.9.15  | 15   | 30  | 15 |
|                                    | 1級建築科Ⅱ         | 施工管理技士実地受験対策    | 北見市   | ○      |   |      | ○ | H29.8.17 | H29.10.12 | 15   | 30  | 10 |
|                                    | パソコン基礎科Ⅱ       | エクセル基礎・応用       | 遠軽町   |        | ○ |      | ○ | H29.8.23 | H29.9.13  | 10   | 30  | 15 |
|                                    | パソコン基礎科        | 表計算受験対策         | 美幌町   |        | ○ |      | ○ | H29.8.21 | H29.9.21  | 12   | 36  | 10 |
|                                    | 経理科            | 日商簿記受験対策        | 網走市   |        | ○ |      | ○ | H29.9.5  | H29.11.17 | 21   | 42  | 10 |
|                                    | 自動車整備科         | 1級小型自動車整備士受験対策  | 北見市   | ○      |   |      | ○ | H29.9.6  | H29.10.25 | 8    | 24  | 10 |
| 室蘭高等技術専門学院<br>0143-44-7820         | OA事務科          | パワーポイント基礎       | 室蘭市   | ○      |   |      | ○ | H29.9.25 | H29.10.6  | 10   | 20  | 15 |
| 帯広高等技術専門学院<br>0155-37-6975         | 電気工事科Ⅰ         | 太陽光発電施工         | 帯広市   | ○      |   | ○    |   | H29.8.7  | H29.8.9   | 3    | 21  | 20 |
|                                    | 電気工事科Ⅱ         | 電気工事基礎          | 帯広市   | ○      |   |      | ○ | H29.9.4  | H29.9.28  | 10   | 20  | 20 |
| 釧路高等技術専門学院<br>0154-57-8016         | 観光ビジネス科        | 中国語講座           | 釧路市   |        | ○ |      | ○ | H29.8.21 | H29.12.11 | 15   | 30  | 20 |
|                                    | 電気工事科          | 第一種電気工事士試験対策    | 釧路市   |        | ○ | ○    |   | H29.9.11 | H29.11月上旬 | 10   | 80  | 20 |
| 北海道障害者職業能力開発校<br>0125-52-2774      | コミュニケーション技術科   | コミュニケーションスキルアップ | 旭川市   |        | ○ |      | ○ | H29.9.5  | H29.9.22  | 6    | 12  | 10 |

## 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員の高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

### ○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

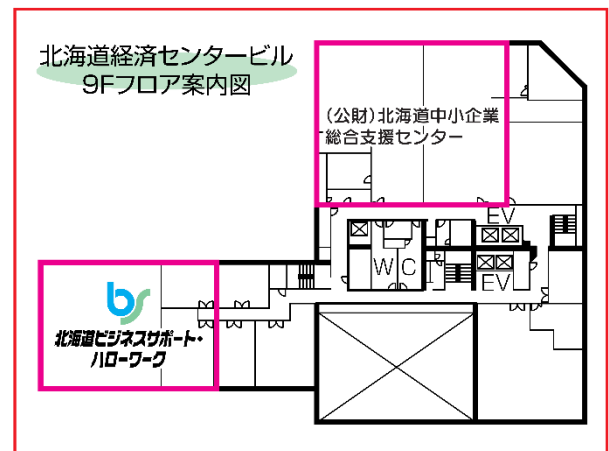
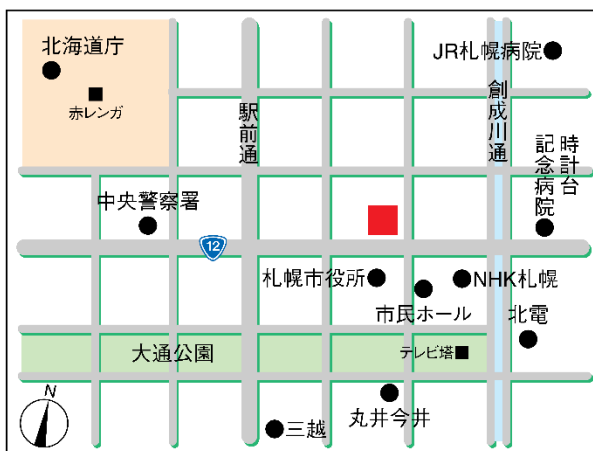
### ○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

### ◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



「中小企業等経営強化法」地方説明会を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、道内6地域で「中小企業等経営強化法」説明会を開催します。  
本説明会では、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業・小規模事業者が新たに取得する一定の設備の固定資産税や法人税を軽減する支援措置等についてご説明します。

◆開催概要

【日時・場所】

函館市：7月3日(月)14:00～ 函館経済センター3階会議室(定員70名)  
室蘭市：7月4日(火)14:00～ 室蘭テクノセンター2階研修室(定員40名)  
北見市：7月12日(水)14:00～ 北見市工業技術センター2階第2会議室(定員50名)  
旭川市：7月13日(木)14:00～ 道北経済センター2階ホール(定員70名)  
帯広市：7月18日(火)14:00～ 帯広経済センタービル6階会議室(定員70名)  
釧路市：7月19日(水)10:30～ 道東経済センタービル3階研修室(定員50名)

【対象】業、自治体、支援機関など(参加費無料)

【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム(予定)

「中小企業等経営強化法(経営力向上計画及び中小企業経営強化税制)」について  
説明者：北海道経済産業局 産業部 中小企業課

◆申込方法

申込方法等、説明会の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170523\\_2/index.htm](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170523_2/index.htm)

申込締切：各開催日の3日前まで(土日を除く)

・函館～6月28日(水)  
・室蘭～6月29日(木)  
・北見～7月7日(金)  
・旭川～7月10日(月)  
・帯広～7月12日(水)  
・釧路～7月13日(木)

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課  
TEL:011-709-2311(内線2574)FAX:011-709-4138  
E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)



平成 29 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）を開催します【新規】

（北海道経済産業局）

特許庁及び北海道経済産業局では、7月14日（金）に、平成29年度知的財産権制度説明会（初心者向け）を開催します。

本説明会では、特許・実用新案・意匠・商標制度の概要や活用事例のほか、特許庁の中小企業向け支援策などについてご説明します。

※事前申込制になります。

◆開催概要

【日時】平成29年7月14日（金）13:30～17:00

【場所】北海道経済センター 8階Bホール（札幌市中央区北1条西2丁目）

【定員】150名

【参加費】無料（説明会テキストも、当日会場にて配布します。）

【対象】これから知的財産権を学びたい方、企業等において知的財産部門に新しく配属された方 等

【主催】特許庁、北海道経済産業局

◆講義内容

◇知的財産制度の基礎知識や「知財を経営に活かしている中小企業」の成功事例とビジネスにおける知的財産の重要性。

◇中小企業の知的財産活動をサポートする特許庁の様々な支援策。

【講師】特許庁 産業財産権専門官

◆申込方法

申込方法等、説明会の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20170601/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 知的財産室  
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎  
TEL:011-709-2311（内線 2584・2586）  
FAX:011-707-5324  
E-mail:[hokkaido-chizai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chizai@meti.go.jp)

「消費税の軽減税率制度導入に関する講習会 in 函館会場」のご案内【新規】

(北海道)

(一財)食品産業センターが、消費税率の引上げに伴う軽減税率制度の導入に向けて、同制度を解説する講習会を全国9ヶ所で開催します。道内では函館のみで次のとおり開催されます。

軽減税率制度についての解説のほか、レジや受発注システム改修の補助金の説明もあります。食品関連事業者ほか対象となる皆様におかれましては、ぜひこの機会をご利用ください。

◆日時 平成 29 年 7 月 21 日(金) 13:00～15:00

◆会場 サン・リフレ函館 視聴覚室(2階)

- ◆内容
- ・軽減税率制度のポイント
  - ・軽減税率の対象となる品目
  - ・帳簿及び請求書等の記載と保存(区分記載請求書等保存方式)
  - ・税額計算の特例(売上げ又は仕入れに係る税額の計算特例)
  - ・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)
  - ・軽減税率の対象品目か否かの判定の留意点
  - ・軽減税率対策補助金について

◆定員 60名(定員に達した時点で締め切り/参加費は無料)

◆申込み方法 下記のウェブサイトより参加申込書をダウンロードし、食品産業センターあて FAX にてお送りください。

→ [http://www.shokusan.or.jp/index.php?mo=topics&ac=TopicsDetail&topics\\_id=801](http://www.shokusan.or.jp/index.php?mo=topics&ac=TopicsDetail&topics_id=801)

◆主催 一般財団法人食品産業センター

◆詳しくは、上記ウェブサイトをご参照下さい。

◆制度概要

|                |  |
|----------------|--|
| 軽減税率制度の実施時期    | 平成31年10月1日(消費税率の引上げと同時)  |
| 消費税率等          | 標準税率は10% (消費税率7.8%、地方消費税率(注)2.2%)<br>軽減税率は8% (消費税率6.24%、地方消費税率(注)1.76%)<br>(注)地方消費税の税率は、消費税額の78分の22  |
| 軽減税率の対象品目      | ① 酒類・外食を除く飲食料品<br>② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)   |
| 帳簿及び請求書等の記載と保存 | ・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。<br>・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等(注1)の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等(注2)の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。<br>(注)1 「請求書等」には一定の領収書等や納品書、レシート等も含まれます。<br>2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります(適格請求書等保存方式)。 |
| 税額の計算          | ・ 売上げ及び仕入れ税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。<br>・ 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。  |

◆問い合わせ先：北海道経済部食関連産業室食品産業グループ TEL:011-204-5312(直通)

平成 29 年度 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金  
(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの) の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一財)エルピーガス振興センターでは、平成 29 年度「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)」の公募を開始しました。

◆事業概要

災害発生時に、電力や都市ガスの供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる病院や老人ホーム、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等において、ライフラインの機能を維持できるよう、石油ガス災害バルク等を設置する企業・自治体等に対し補助します。

【対象となる機器】

「災害対応型バルク貯槽」及び「燃焼機器」(「LPガス発電・照明ユニット」、「LPガス燃焼機器ユニット(調理、炊飯又は冷暖房に供するもの)」、「LPガス給湯ユニット」のうちいずれか1つ以上のユニット)で一体的に構成されたもの。

【対象となる設置場所】

- ・災害発生時に避難困難者が多数生じる病院、老人ホーム等
- ・公的避難所
- ・一時避難所となり得る施設

【補助限度額・補助率】

限度額:一申請あたり1,500万円

補助率:(中小企業者)対象経費の2/3以内、(その他)対象経費の1/2以内

◆公募期間

第1回:平成29年6月5日(月)~6月30日(金)

第2回:平成29年7月3日(月)~7月31日(月)

第3回:平成29年8月1日(火)~8月31日(木)

◆公募要領等

詳細・申請書類等については、「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金」専用ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://saigaibulk.net/index.html>

◆申請・問い合わせ先

(一財)エルピーガス振興センター 助成事業室

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目5番2号西新橋第一法規ビル5階

TEL: 03-6402-3626

北海道から世界を目指す技術・アイデア（ビジネスプラン）を募集します【新規】

～ “No Maps NEDO Dream Pitch” with 北海道起業家万博 ～

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局とNEDO※は、総務省北海道総合通信局等と合同で、先端技術をはじめ様々な技術を活用して事業を起こし、大きく拡大させたいと考えている起業家等からビジネスプランを募集します。

「“No Maps NEDO Dream Pitch” with 北海道起業家万博」は、国際ビジネス・コンベンション「No Maps 2017」との連携事業として実施するもので、より良いビジネスプランとするための研修プログラムと発表の場を提供します。コンテスト優秀チームには、東京で開催される全国規模のピッチコンテストへの参加機会を提供します。

※(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構

◆応募対象者

- ・技術シーズの事業化を目指していること(起業前、起業後の別は問いません)。
- ・北海道にゆかりがある方又はビジネスプランであること。

(例: 応募者が北海道出身、北海道活性化につながるビジネスプラン、北海道発の技術シーズを基にしたプラン、北海道に拠点設置予定、など)

- ・反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与が無いこと。

◆対象技術分野

ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の「技術」を活用するビジネスプランであること。

◆応募方法

応募方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20170609/index.htm>

募集締切: 8月9日(水)17:00まで※プラン添削希望者は、7月26日(水)17:00まで。

◆参加者の特典

【応募者】

応募フォームを事前提出した希望チームには、ビジネスプランへの専門家による助言(添削)。

【書面審査の通過者】

ピッチコンテストでのプレゼン発表をより効果的なものにするため、集合研修「シリコンバレー流起業塾」への参加、専門家による個別のプレゼン指導等。

【優秀者】

条件を満たすチームに、東京で開催される「NEDO TCP 最終審査会」参加権及び「起業家万博(全国大会)」への挑戦権を付与。

◆主催・共催・協力等

【主催】経済産業省北海道経済産業局、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

【共催】総務省北海道総合通信局、(国研)情報通信研究機構(NICT)

【協力】(一社)北海道モバイルコンテンツ・ビジネス協議会

第2回日本サービス大賞の募集を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

サービス産業生産性協議会(SPRING)では、6月1日から「日本サービス大賞」の募集を開始します。本賞は、多岐にわたる業種の多種多様な優れたサービスを表彰する制度です。

◆応募対象

優れたサービスを提供している全ての事業者(行政サービスは除く)

◆各賞

|            |       |                                |
|------------|-------|--------------------------------|
| 内閣総理大臣賞    | 1件    | 最も優秀とされたサービスを表彰                |
| 地方創生大臣賞    | 数件程度  | 地域の活性化の視点で大きく貢献した優秀なサービスを表彰    |
| 総務大臣賞      | 各1件程度 | 各省の所掌に基づき管轄となる大臣より、優秀なサービスを表彰  |
| 厚生労働大臣賞    |       |                                |
| 農林水産大臣賞    |       |                                |
| 経済産業大臣賞    |       |                                |
| 国土交通大臣賞    |       |                                |
| 優秀賞        | 数件程度  | 主催団体より、優れたサービスを表彰              |
| JETRO 理事長賞 | 1件程度  | グローバルな展開で著しく成功した、優秀なサービスを表彰    |
| 審査員特別賞     | 未定    | 審査委員会の判断により、特に際立った特徴のあるサービスを表彰 |

◆応募期間

平成29年6月1日(木)～8月31日(木)15時必着

◆応募要領

応募要領等の詳細は、日本サービス大賞(サービス産業生産性協議会 SPRING ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://service-award.jp/index.html>

◆申し込み・問い合わせ先

サービス産業生産性協議会(SPRING)「日本サービス大賞」事務局  
 〒150-8307 東京都渋谷区渋谷 3-1-1 (公財)日本生産性本部内  
 TEL:03-3409-1145  
 E-mail:service-award@jpc-net.jp

平成 29 年度「夏季の省エネルギーの取組について」を決定しました【新規】

～ 6 月から 9 月は夏季の省エネキャンペーン ～

(北海道経済産業局)

6 月から 9 月において夏季の省エネルギーの取組を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、平成 29 年度の「夏季の省エネルギーの取組について」が 5 月 29 日に決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等への周知・協力要請及び政府自らの行動について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーへの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いいたします。

---

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総合的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されています。

平成 29 年度の「夏季の省エネルギーの取組について」は、政府自らが率先して行動するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進する内容になっています。

なお、当局でも省エネルギー・節電の観点から執務室の空調管理の徹底、照度の削減等を励行しています。

詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/summer17/index.htm>

◆参考

◇2017 年度夏季の電力需給対策について(首相官邸のウェブサイト)

【URL】[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity\\_supply/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/)

◇産業界向け:「節電・省エネ事例／電力ピーク対策”虎の巻”」

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/setsuden/index.htm>

◇家庭向け:実践!おうちで省エネ(スマホアプリ・冊子)

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/ouchi/index.htm>

「地域経済分析システム（RESAS）利活用事例集 2017」を作成しました【新規】  
～ 全国の自治体や民間企業等 31 事例を掲載、うち北海道から 5 事例が掲載 ～

（北海道経済産業局）

経済産業省では、地域の稼ぐ力向上を図る政策立案・事業の推進や、RESAS を活用した分析ノウハウの共有のため、自治体や民間企業などにおいて RESAS を積極的に活用した分析モデルの事例集を作成しました。

【道内掲載事例】釧路市、苫小牧市、ニセコ町、(株)北洋銀行、北海道商工会連合会・上川町商工会

#### ◆入手方法

##### ◇北海道抜粋版

北海道の5事例の抜粋版は、当局のウェブサイトから PDF 版をダウンロード出来ます。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20170602/index.htm>

##### ◇全国版

全国 31 事例を掲載した事例集は、経済産業省のウェブサイトから PDF 版ダウンロード出来ます。

「地域経済分析システム(RESAS)利活用事例集 2017」を取りまとめました

【URL】<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170602005/20170602005.html>

##### ◇全国版(冊子:A4 判、483 ページ、無料・先着順)

冊子の郵送をご希望の方は、FAX 又は E-mail にて「郵便番号、住所、所属、氏名、電話番号、必要部数」を明記の上、下記の申込先までご連絡ください。

※ご提供いただいた情報は、事例集送付の目的以外には一切使用いたしません。

#### ◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL:011-709-2311(内線 2521)

FAX:011-709-1779

E-mail:[hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp](mailto:hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp)

#### ◆参考

地域経済分析システム(RESAS)の詳細については、以下をご覧ください。

地域経済分析システム(RESAS:リーサス)

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/information/resas/index.htm>

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか  
 ～「公共施設見学ツアー」の取組に参加いただける旅行会社を募集しています～

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」という取組を行っています。現在、平成 29 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。

施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧いただいています。(無償対応)

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn000001f6f.html>

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、夕張シューパロダム(夕張市)、漁川ダム(恵庭市)、定山溪ダム(札幌市)、豊平峡ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市及び厚真町)、北海幹線用水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、函館漁港船入潤防波堤(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドームなど)(稚内市)、富良野盆地地区(中富良野町)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、網走港(帽子岩ケーソンドックなど)(網走市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

◆問い合わせ先 平成 29 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【公共施設見学ツアー例：国道 37 号白鳥大橋(室蘭市)】



〈白鳥大橋全景〉



〈主塔からの眺め〉



〈主塔中間部の見学〉



〈ケーブル施設の見学〉



北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内【新規】

(北海道)

道では、北海道内で開催される予定のコンベンション主催者を対象とした助成金制度をご用意しております。北海道でのコンベンション開催をご検討いただく際、助成の対象となる場合がありますので、ぜひご相談ください。

◆制度概要

1 助成の対象となるコンベンション

北海道内で開催される予定のコンベンションで、以下に該当するものが対象となります。

2日間以上にわたって開催されるコンベンション(学会、総会、会議、見本市・展示会等)のうち、

・北海道外(外国を含む。)からの参加者が全体の2分の1以上

かつ

・開催される市町村またはコンベンションビューロー等(以下「関係市町村等」という。)から助成金等が交付されるもの

であって、次のいずれかに該当するもの

ア 参加者が300人以上であり、かつ、そのうち外国からの参加者が50人以上の規模で開催される国際的なコンベンション

イ 参加者が1,000人以上の規模で開催される全国的なコンベンション

※ 参加者には、展示会などの一般来場者は除きます。

※ 次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

・道の他の補助金等の交付を受けるもの

・営利又は収益を目的としているもの

・あらかじめ定められた開催順序に従って開催されるもの

・主催者が国または地方公共団体

・主催者が宗教団体または政治団体(共催の場合も含む。)

・その他適当でないと認めるもの

2 助成額及び助成対象経費

助成金の限度額は、次のとおりです。ただし、関係市町村等からの助成金等の額を超えることはできません。

○助成額

上記「1 助成の対象となるコンベンション」の区分により金額が異なります。

道外からの参加が1/2以上(必須条件) かつ 関係市町村等からの助成が上限

| 参加者                        | 助成限度  |
|----------------------------|-------|
| ・全体参加300人以上 かつ 外国参加者が50人以上 | 300万円 |
| ・全体参加1000人以上1500人未満        | 100万円 |
| ・全体参加1500人以上2000人未満        | 200万円 |
| ・全体参加2000人以上               | 300万円 |

○助成対象経費

宣伝費、会場借上費、設営費、印刷製本費等

※ 参加者の飲食を伴う懇親会などの経費は助成対象となりません。

3 申請手続きについて

再来年度以降開催のコンベンションについて、申請をすることができます。

(平成 29(2017)年度の受理は、平成 31(2019)年度4月以降開催分となります)

申請にあたっては、関係市町村等を経由して行うこととなりますので、まずは、開催市町村等へご相談ください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 観光局 国際観光グループ(TEL 011-204-5305)

平成 29 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の募集を開始しました

【新規】（北海道）

道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成14年度から省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進に関して、顕著な功績のある個人・団体を対象に、標記表彰制度を実施しています。

今年度も省エネルギー機器の導入や新エネルギー利用設備及び技術の開発、省エネルギー・新エネルギーに関する普及啓発活動等で、優れた成果をあげた取組を募集しますので、ぜひご応募ください。

◆募集内容

○省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減(節電を含む)などで優れた成果をあげたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動等を実施し、省エネルギー意識の向上に高い効果があったと認められるものを募集します。

○新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、波及効果が高いと認められるものを募集します。

◆応募資格

- ・道内に居住する個人、道内に主たる事業所又は事業所を有する法人(非営利法人を含む)、道内に所在する団体(任意団体を含む)及び市町村
- ・過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由として行政処分を受けていないこと

◆応募方法

○自薦、他薦は問いません。

○応募書類

所定の応募用紙に詳細のわかる写真・パンフレット等を添付して、郵送又は持参により5部提出してください。(推薦の場合は、推薦理由を付記してください。)

○応募期間

平成29年6月1日(木)から8月25日(金)まで(郵送の場合は必着)

◆ホームページURL

- ・応募用紙などは、以下ホームページからダウンロードしてください。
- また、過去の受賞者や取組事例も、同ホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm>

◆表彰等

- ・審査により、各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」、「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。
- ・道のホームページや道のイベント内で取組を公表するなど、積極的に PR するほか、表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業によるPR支援を行います。
- ・受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠で認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇措置(金融機関所定の審査があります。)」のメリットがあります。

◆提出先・問い合わせ先

北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ(担当: 広田)

住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111 内線26-157

FAX 011-222-5975

E-mail [hirota.katsuhiko@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hirota.katsuhiko@pref.hokkaido.lg.jp)

平成 29 年度 北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について

(北海道)

道では、北海道表彰規則に基づき、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著なものを対象とした北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰を実施しています。

つきましては、平成29年度の受賞候補者を次により募集しますので、幅広く御検討の上、積極的に御推薦いただきますようお願いいたします。

◆対象者

1. 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体(グループを含む)であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、特にその功績が顕著なもので、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など、経済社会の発展振興に寄与した者
- (2) 科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与した者
- (3) その他本道における科学技術の振興に寄与した者

2. 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者(平成29年4月1日時点で満45歳未満の者)を対象とする。

◆表彰の方法

表彰状及び記念品の授与

(表彰予定数:北海道科学技術賞3名(団体)以内、北海道科学技術奨励賞5名以内)

◆審査等

- ・書面による審査
- ・候補者調査書に基づき、北海道科学技術審議会にて審査等を行い、北海道知事が受賞者を決定します。

◆推薦要綱等

推薦要綱や推薦に必要な様式等は次のウェブサイトからダウンロードできます。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyo\\_suisen.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyo_suisen.htm)

◆推薦期限

平成29年7月7日(金)必着

◆お問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 科学技術振興室 科学技術振興グループ (担当:高久)

電話:011-204-5126 FAX:011-232-1063 E-mail:[sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp)